11. 各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	―	―	―

（備考）
１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
２．事業年度末時点のものを記載すること。
３．「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第１項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
４．「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
５．「株券等」の欄については、当該運用の方法が令15条第１項第２号ハ又は第３号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

12. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

（備考）①については、
(1)死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
(2)六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、資格喪失日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること。
（例：事業年度が４月～翌年３月であれば、前年９月～８月の喪失者人数）

13. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して退職時（前）に実施しているもののうち、当てはまるものに「○」印を記載すること。
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。
